

2021 年度春学期 対面授業受講配慮申請者の試験受験について

対面授業受講の配慮申請者（※1）の2021年度春学期期末試験の扱いについて、下記の通りとします。

（※1）配慮申請者

下記のいずれかに当てはまり、所定の申請手続きを完了している学生

- （1）政府による往来制限等の理由により、日本に入国できない外国人留学生
- （2）基礎疾患等を有している学生

**オンライン形式の試験（定期試験・授業内試験）、レポート（オンラインで提出）**

オンライン形式の試験（定期試験・授業内試験）、レポート（オンラインで提出）の場合、自宅から受験・提出が可能のため、配慮は行いません。

ただし、大学規定の事由により、受験・提出することができなかった場合は、「未受験代替措置の申請」を行ってください。

未受験代替措置の申請方法、必要書類、大学規定の事由は別紙、未受験代替措置の申請についての案内を確認してください。

**対面形式の試験（定期試験・授業内試験）、レポート（対面で提出）**

対面形式の試験（定期試験・授業内試験）、レポート（対面で提出）の場合、オンライン形式の試験等によって、配慮を行います。

具体的な方法については、各科目担当教員が決定し、配慮申請者にお知らせします。この配慮を受けるために申請をする必要はありません。**万が一、担当教員より配慮について案内がない場合は、自身で担当教員に確認してください。**

ただし、この配慮を大学規定の事由により、受験・提出することができなかった場合は、「未受験代替措置の申請」を行ってください。

未受験代替措置の申請方法、必要書類、大学規定の事由は別紙、未受験代替措置の申請についての案内を確認してください。